



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 27 年 2 月号

《 所長便り 》

税理士業界は、ただ今確定申告真ただ中。

毎日残業が続き、へこたれておりますが、
健康ドリンク飲んでファイト 1 発頑張っています！



さて、今回は、少し真面目な話です。

最近、新規で事業を開始しようとするとき、一般社団法人という組織を選択される方がいらっしやいます。
今までは、株式会社か合同会社。

なんか一般社団法人というと、でっかい組織だと思われそうですが、実は小規模（2人）でも作れます。
そんな一般社団法人の一番の特徴は、非営利だということ。

非営利とは、単に配当を出さない。利益を分配しないということではなく、普通に商売をして役員報酬で利益を消し込むことができます。通常の中小企業となんら変わらないわけです。

ちなみに非営利という点ではNPO法人と同じ。ではNPO法人との違いは何なのでしょう？

1、NPO法人は、設立0円、一般社団法人は、11万（定款認証5万、登録免許税6万）なので、NPO法人の方が設立費用は安いですが、書類が大変なので、実質一般社団法人の方が設立しやすい。

2、NPO法人は、社員10人以上。一般社団法人は、社員2人以上。しかも、一般社団法人の役員は家族でもできるので設立しやすい。

3、NPO法人は、内閣府が管轄。色々と書類の報告が面倒くさい。一般社団法人は、管轄が無いので、報告なし。

結果、一般社団法人の方が楽。

では、一般社団法人のメリットはというと。

- 1、なんか信用が高まる
- 2、寄付や協賛が受けやすい
- 3、会費制商売が向いている

デメリットはというと。

- 1、銀行融資が受けにくい。
- 2、上場できない。

といったものです。

色々と考えてこんな一般社団法人を作ってみたらと考えてみました。

一般社団法人 日本税務研究協会 理事長

なんか凄い人っぽい肩書きですよ（笑）

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 経営情報 》 文責： 亀田

医療費控除についてこれから沢山の方が確定申告されると思われます。その中でも今回は、自由診療に係る歯の治療費について医療費控除の対象となるかについて、例えば、医療行為としての歯列矯正、インプラントは医療費控除の対象になり（美容目的は対象外）、ホワイトニングは対象外となります。高額な医療費となりますので、領収書のもらい忘れや紛失には注意しましょう！

また、医療費控除では支払った金額がすべて医療費控除の対象となるわけではなく年間 10 万円を超えた額（保険金や高額療養費により戻ってきた金額は除く）に対して一定の計算式に当てはめて所得から差し引くことになります。

《 今月の税務 》

- ・前年 12 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…3 月 2 日
- ・6 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…3 月 2 日
- ・固定資産税（都市計画税）の第 4 期分の納付
納期限…3 月 2 日

《 行楽日記 》 文責： 大矢剛稚

皆さま初めまして、今月 2 月から入社いたしました大矢剛稚（たかのり）です。名前はなかなか読んで頂けないので括弧書きで書かせていただきました。

これから皆さまにはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、元気で明るく何事にもチャレンジ精神をもって仕事に励んでまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今回初めての行楽日記ということで、少し前に行ってきました静岡県浜松市にありますうなぎパイファクトリー工場へ行った時のご紹介したいと思います。

建物自体はそれほど大きなものではなく 30 分くらいあれば見て回れるような造りではありましたが、まず入り口付近では巨大うなぎパイがお出迎えしてくれます。中に入ると実際の製造工程をガラス越しに見ることができたり、うなぎパイを使ったおしゃれスイーツなどを提供するカフェがあったり、工場売店があったりととても楽しかったです。あと、うなぎパイを無料で頂けたり、売店では試食もありました。

皆さんも機会がありましたら一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info